

写真無断使用事件：東京地裁平成 18 (ワ) 5007・平成 18 年 12 月 21 日判決 認容

〔キーワード〕

写真の著作物の利用，写真掲載の書籍，無断使用，複製権侵害，著作者人格権侵害

〔主 文〕

- 1 被告株式会社角川書店は，別紙写真目録記載の写真の複製物を掲載した別紙書籍目録記載の各書籍を印刷し，又は頒布をしてはならない。
- 2 被告株式会社角川書店は，別紙書籍目録記載の各書籍における別紙写真目録記載の写真を掲載した部分（別紙書籍目録 1 記載の書籍について口絵 1 頁の左上部，同目録 2 記載の書籍について口絵 3 頁の左中部）を廃棄せよ。
- 3 被告らは，原告に対し，連帯して金 4 5 万円及び内金 4 3 万円に対する平成 1 4 年 4 月 2 7 日から，内金 2 万円に対する平成 1 6 年 1 月 2 5 日から各支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 4 原告のその余の請求を棄却する。
- 5 訴訟費用はこれを 2 分し，その 1 を原告の負担とし，その余は被告らの負担とする。
- 6 この判決は，第 1 項及び第 3 項に限り，仮に執行することができる。

〔事 実〕

本件は，米国カリフォルニア州在住の原告 A が，被告らに対し，被告 B が執筆し，被告株式会社角川書店が出版する別紙書籍目録 1 及び 2 記載の各書籍について，原告が著作権を有する別紙写真目録記載の写真が無断使用されているとして，被告株式会社角川書店 に対し別紙書籍目録 1 及び 2 記載の各書籍の出版等差止め及び在庫の廃棄を、被告らに対し著作権（著作財産権及び著作者人格権）侵害を原因とする不法行為に基づく損害賠償として金 1 1 0 万円の損害賠償を求めたという事案である。

被告らは、原告が別紙写真目録記載の写真について著作権を有しないこと、著作権侵害について被告らに過失がないこと等を主張して責任原因を争うとともに、差止めの範囲及び損害の額についてもこれを争っている。

1 前提となる事実

(1) 当事者

原告は，日本国籍を有し，アメリカ合衆国に居住する者である。

被告株式会社角川書店（以下「被告会社」という。）は，別紙書籍目録 1 及び 2 記載の各書籍（以下、「本件書籍 1 」のようにいい、総称する場合は、単

に「本件書籍」という。)を発行する株式会社である。

被告Bは本件書籍を執筆した者である。

(2) 別紙写真目録記載の写真(以下「本件写真」という。)の本件書籍への掲載

本件写真(甲1, 6)は, Cが屋外で乳児を抱きかかえている姿を撮影したものである。

本件写真のうちCの上半身部分のみが, 本件書籍1の口絵1頁の左上部に(乙4), 本件書籍2の口絵3頁の左中部に(乙5), それぞれ掲載されている。

2 本件における争点

- (1) 原告が本件写真を撮影したことによって, その著作権を取得したか(争点1)
- (2) 原告が本件写真の著作権を譲渡したか(争点2)
- (3) 本件写真の本件書籍への掲載が写真の著作物としての利用に当たらないといえるか(争点3)
- (4) 本件書籍全体の差止め及び廃棄が認められるか(争点4)
- (5) 本件写真の本件書籍への掲載について, 被告らに過失があるか(争点5)
- (6) 損害の額(争点6)

〔判断〕

1 争点1(原告が本件写真を撮影したことによってその著作権を取得したか)について

(1) 証拠(甲1, 5, 6)によれば, 本件写真は, 原告が, 1970年(昭和45年)8月ころ, 当時暮らしていたマレーシア国ジョホールバルの自宅で, 当時の夫のCが長男を抱いている姿を撮影したものであることが認められる。なお, この撮影が, Cの囑託に基づくものであることを認めるに足りる証拠はない。

(2) 前記認定のとおり, 原告は, 本件写真を撮影した者である。写真を撮影する場合には, 家族の写真であっても, 被写体の構図やシャッターチャンスの捉え方において撮影者の創作性を認めることができ, 著作物性を有するものというべきである。

本件写真は, 父子の姿を捉えたその構図やシャッターチャンスにおいて, 創作性が認められ, その著作物性を肯定することができ, 撮影者である原告がその著作権を取得する。

被告らは, 写真については, 露光, 陰影の付け方, レンズの選択, シャッター速度の設定, 現像の手法等に工夫を凝らしたことによる創作性が必要であると主張する。しかし, 写真については, 上記のとおり, 被写体の構図やシャ

ッターチャンスの捉え方からもその著作物性を肯定することができるというべきであり、被告らの主張は採用し得ない。

(3) なお、本件写真は、日本国籍を有する原告により、現行著作権法施行以前に日本国外で撮影されたものであるから、旧著作権法の解釈上、日本国の著作権法による保護を受けるものである。そして、本件写真の撮影がC（米国籍）の囑託に基づくものと認めるに足りる証拠はないから（旧著作権法25条参照）、撮影者である原告が撮影により著作権を取得したことは明らかである。

2 争点2（原告が本件写真の著作権を譲渡したか）について

被告らは「原告は、本件写真の著作権を、Cに譲渡した。」旨主張する。しかし、被告らが主張するように、被告Bが、Cの親友であった訴外亡Dから、本件書籍の出版のためにCの肖像が撮影されている写真を正当に入手したとしても、このことは、本件写真の複製物を訴外亡Dが所有していたことを示すだけであり、原告が本件写真の著作権をCに譲渡したことを意味することにはならない。また被告らはスナップ写真のように「薄い著作権（thin copyright）」しか認められない写真については、被写体であり、かつ、現像された写真現物を所持していたCに著作権が承継されていたと考えるのが自然であると主張する。しかし、原告が本件写真のネガを所持していること（甲1，6，弁論の全趣旨）からすれば、原告は、本件写真の複製を行い得る立場にあったのであるから、写真の複製物の所有権をCないしは訴外亡Dに譲渡したとはいえても、写真の著作権自体を譲渡したことを認めることはできないというべきである。

よって、原告が本件写真の著作権を譲渡した事実を認めるに足りる証拠はない。

3 争点3（本件写真の本件書籍への掲載が写真の著作物としての利用に当たらないといえるか）について

本件写真は、原告が夫であったCと同人に抱きかかえられた子どもを、その庭を背景として撮影した家族の写真であり、Cの顔と上半身が撮影されている。そして、本件書籍においては、その口絵において、本件写真のうちのCの顔と上半身とその背景の一部が、Cの風貌を紹介する目的で、掲載されている。

本件書籍における上記のような利用は、本件写真のうち、Cの顔と上半身が撮影されている部分を、その背景の一部も含めて、その風貌を示すために書籍に複製利用しているのであって、写真の著作物として利用していることにほかならない。被告らは、本件書籍においては、本件写真の著作物性を基礎付ける露光その他の撮影上の創意工夫といった著作物としての要素を鑑賞させる目的が一切ないことから、写真の著作物として利用するものではないと主張する。

しかし、本件書籍の口絵に掲載されている写真が本件写真であることは、被

写

体の構図やその背景から明らかであるから、本件写真の撮影に際してなされた被写体の構図等の創意工夫は、一部とはいえそのまま本件書籍に再現されているのである。したがって被告らが、創作的表現である本件写真をその一部において複製使用しているのは明らかであり、被告らの主張は採用することができない。

4 争点4（本件書籍全体の差止め及び廃棄が認められるか）について

証拠（甲4，乙4，5）によれば、本件書籍は、Cを含む外国人の日本における活動を評伝風に描いたノンフィクションであること、本件書籍における本件写真の使用部分は、口絵の写真中の一部にすぎないことが認められる。

以上のとおり、本件写真の著作権を侵害している箇所は、本件書籍のごく一部分である。しかし、本件書籍が本件写真を口絵に掲載して、全体として一冊の本として出版発行されている限りは、本件書籍の出版により、原告の意思に反して本件写真の無断複製物を頒布することになるのであるから、本件写真を掲載した本件書籍の印刷・出版発行の差止めを認めざるを得ない（換言すれば本件写真が掲載されている部分を削除すれば、本件書籍を頒布することは可能である。）

ただし、本件書籍はノンフィクションの書物であって、写真部分と文章部分は可分であり、本件書籍の大半を占める文書部分とその余の写真部分は、本件写真の著作権侵害とは無関係な部分であることからすれば、本件写真の著作権を侵害している箇所に限って、その廃棄が認められるというべきである。

5 争点5（本件写真の本件書籍への掲載について、被告らに過失があるか）について

(1) 証拠（甲5）によれば、原告は、訴外亡Dに本件写真を渡していないことが認められる。

(2) 被告らは、被告Bは、Cの親友であった訴外亡Dから、本件書籍の出版のためにCの肖像が撮影されている写真を正当に入手し、かつ、その入手に当たって訴外亡Dから使用許可を得ていた旨主張する。しかし、かかる入手経緯について、具体的にこれを裏付ける証拠はないだけでなく、仮にこのような入手経緯であったとしても、訴外亡Dが本件写真の複製物を所持していることが、訴外亡Dが本件写真の著作権を有していることの証拠となるものではないことは明らかである。現に、本件写真のネガは原告が所持しているのである。

出版活動に携わる被告らとしては、取材に応じた者から写真の提供があったとしても、その者がその写真のネガなどを管理しており、その写真を撮影したことを窺わせる事情がない限り、写真の撮影者が別にいて、著作権を有しているという事態を容易に想定し得るところである。被告らは、単に、訴外亡Dか

ら本件写真の使用許可を得ている旨の主張をしているだけであり、かかる主張を前提としても著作権者に対する確認作業は何ら行われていないのであるから、写真使用時に問題となり得る著作権処理について十分な措置を講じたとは言い難く、著作権侵害につき過失があるものといわざるを得ない。

被告らは、本件写真の著作物性があるとしても、その部分の利用を目的としていないことを主張する。しかし、かかる主張自体、採用できないことは既に述べたとおりである。

被告らは、また、スナップ写真については、その著作権者が誰であるかを厳密に調査する慣行がなく、仮に、そのような調査を行うとしても、そのような調査は一般的に困難であると主張する。しかし、上記慣行についてこれを認めるに足りる証拠はないし、被告Bが本件写真を入手した際に、著作権者への問い合わせをする必要がなかったといえる状況があったことを認めるに足りる証拠はない。さらに、被告らは、原告に電話取材した際に、原告から名前を出さないよう頼まれたと主張する。しかし、かかる主張を認めるに足りる証拠はない上、取材源として名前を出して欲しくないということと、本件写真の使用許諾をしたこととは別の問題である。

したがって、被告らの各主張は採用できず、被告らは著作権侵害につき過失を免れないというべきである。

6 争点6（損害の額）について

(1) 複製権侵害に基づく損害賠償について

ア 証拠（乙1）によれば、株式会社オリオン（オリオンプレス）では、書籍における中1頁（表紙、裏表紙、見開き部分でない頁）の1頁以内に1色で（カラーでなく）使用する場合の使用料金は、1点あたり1万5000円であること、同一利用者が同一写真を複数回使用する場合には、70%の料金となることが認められる。

証拠（乙2）によれば、株式会社セブンフォト（世界文化フォト）では、書籍の中面（表紙、裏表紙でない頁）でモノクロにて使用する場合の使用料金は、1点あたり2万円であること、同一利用者が同一写真を1年以内に複数回使用する場合には、70%の料金となることが認められる。

証拠（乙3）によれば、株式会社アフロでは、書籍でのワンカットとしての使用料金は1点あたり2万5000円を基準とすること、モノクロにて使用する場合にはその80%（すなわち、2万円）であること、同一利用者が同一写真を1年以内に複数回使用する場合には、70%の料金となることが認められる。

イ 既に述べたとおり、被告らは、著作権者である原告に無断で本件写真を複製使用しているので、原告は、使用料相当額を損害賠償として請求することが

できる。使用料相当額を認めるに当たっては、前記ア認定のとおり書籍における写真の使用料は、書籍の発行部数に比例して決定されるものではないことからすると、本件においても、同様の方法で算定することが相当である。そして、前記ア認定の使用料の額を参考にしつつ、本件写真は、被告らの発行する書籍において取り上げられているCの風貌を示すために使用されているのであって、他の写真で容易に代替できるものではないこと、前記ア認定の使用料は、写真エージェンシー事業者が代替性のある写真（宣伝広告等に使用される写真）について定めたものであることを考慮すれば、本件写真の複製権侵害に基づく使用料相当額は、本件書籍1への掲載につき3万円、本件書籍2への掲載につき2万円であると認めるのが相当である（なお、本件書籍2による複製権侵害は、同書籍発行日に生じるものであるから、遅延損害金の起算点は本件書籍2の発行日であると解するのが相当である。）

(2) 著作者人格権侵害に基づく損害賠償（慰謝料）について

被告らによる本件写真の本件書籍への掲載により、著作者である原告は、本件写真について有する公表権及び氏名表示権を侵害されている。また、本件写真は、Cが乳児を抱えている姿を撮影した写真であるのに対し、Cの上半身部分のみを取り出して本件書籍に掲載されているのであるから、原告が有する同一性保持権を侵害することは明らかである。

なお、被告らは「原告は本件書籍への氏名の表示を拒んでいた」と主張する。しかし、これを認めるに足りる証拠がないし、そもそも、原告が本件写真の掲載を承諾したことが認められないのであるから、被告らの主張は失当である。本件写真は、原告がその夫と子供をプライベートに撮影したものであり、本来、公表を予定しないものであったにもかかわらず、本件書籍（単行本及び文庫本）に掲載されて広く頒布されたこと、本件書籍は「東京アウトサイダーズ」と題する書籍であり、その文庫本の裏表紙に「一攫千金を夢見るアウトサイダーたちが世界中から集まる街・東京。天才詐欺師、…政治家を手玉にとるロビイスト、世界各国の諜報部員…夜の東京に暗躍するアウトローたちに、日本のヤミ社会はビッグ・チャンスと失望を与えてきた。」（甲4）と記載され、口絵に掲載された本件写真には「元CIAのCは…」と紹介されていることなどから（甲4、乙4、5）、原告が本件書籍に本件写真の掲載を承諾しないことには合理的な理由があること、さらに、本件書籍においては、父子の姿を撮影した本件写真について、父の部分の顔と上半身とその背景の一部のみを切除して使用するという同一性保持権を侵害する態様で複製使用されたこと、他方、本件写真は日常生活の中で撮影された写真であり、被告らにとって、その著作者を見つけ出すことが必ずしも容易ではなかったことからすれば、原告が著作者人格権（公表権、氏名表示権及び同一性保持権）の侵害により被った精神的損害

の慰謝料としては、30万円と認めるのが相当である。

(3) 弁護士費用について

本件事案の内容、外国在住の原告が訴訟追行のため訴訟代理人弁護士の選任を余儀なくされたことその他本件訴訟に表れた一切の事情に鑑みれば、被告らの行為と相当因果関係のある弁護士費用相当の損害額は、10万円であると認めるのが相当である。

(4) 以上によれば、被告らは、原告に対し、連帯して45万円の損害賠償義務を負うものである。

7 結論

よって、原告の請求は、被告会社に対し、本件写真の複製物を掲載した本件書籍を印刷、頒布することの差止め及び本件写真を掲載した部分の廃棄を、被告らに対し、連帯して金45万円の損害賠償及び内金43万円については本件書籍1の発行日（不法行為日）の後の日である平成14年4月27日から、内金2万円については本件書籍2の発行日（不法行為日）である平成16年1月25日から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから、これを認容し、その余の請求は理由がないので、棄却することとし、主文のとおり判決する。

〔論 説〕

1．原告が著作権侵害による保護を求めた本件写真とは、原告が当時暮らしていたマレーシア国の自宅で、夫が長男を抱いている姿を撮影したものであったが、その写真には「被写体の構図やシャッターチャンスの捉え方において撮影者の創作性を認めることができる」として著作物性を有すると認定され、これによって著作権を取得したものと認定された。これは、たとえ素人写真であっても、その写真の著作物（著10条1項9号）が「思想又は感情を創作時に表現したもの」と解することは問題はないと説示していることを意味する。

したがって、争点1について裁判所が原告の主張を肯認したことは当然である。

2．被告らは、本件写真の著作権を他人Cに譲渡したと主張したが、本件写真のネガは原告が所持しており、複製を自由に行い得る立場にあったのだから、写真の複製物の所有権は他人に譲渡し得ても、写真の著作権自体を譲渡したことにはならないと裁判所は認定したが、当然である。これで争点2についてもクリアとなった。

3．被告らの本件書籍に掲載された本件写真は、たとえその一部であろうと、

そのまま複製使用していることは明らかであると認定されたが、当然というべきである。写真の場合にあっては、いわゆるトリミングされて掲載されることがよくあるが、このような掲載行為は、写真の著作物からいえば、同一性保護権の侵害となることについては、後述する。

これによって、争点3についてもクリアとなった。

4．すると、本件書籍の中の本件写真部分については、原告請求の廃棄が認められて然るべきであるが、判決は、被告らがもし本件写真の掲載部分を削除すれば、本件書籍の頒布は可能であると説示した。

これで争点4はクリアとなった。

5．本件写真の本件書籍への掲載については、被告らに過失があったか否かの問題は、現に原告が本件写真のネガを所持していたことは事実であり、被告らが原告に使用許諾を得たとする確認証拠はないから、著作権侵害について過失があったと認定したが、当然であろう。

これで争点5はクリアとなった。

6．損害額については、(1)複製権侵害による損害賠償と(2)著作者人格権侵害による慰謝料とが問題となった。

前者の損害額については、算定基準として裁判所は、著作権法114条3項の規定(使用料相当額)に基づいて、乙号証にある使用例を参考にして計算しているし、後者の慰謝料については、原告の著作者人格権(公表権・氏名表示権・同一性保持権)の侵害によって被った精神的損害として30万円を認定している。

併せて、弁護士費用として10万円と認定しているが、この金額は批判の対象外である。

〔牛木 理一〕

【別紙 1】

(写真・省略)

【別紙 2】

書籍目録

- | | | |
|---|---------|------------------------|
| 1 | 題名 | 東京アウトサイダーズ 東京アンダーワールドⅡ |
| | 著者 | ロバート・ホワイティング |
| | 訳者 | 松井みどり |
| | 版型 | 四六版 |
| | 発行年月日 | 平成14年4月20日 |
| | I S B N | 4-04-791410-X-C0398 |
| | 定 価 | 1890円(税込) |
| 2 | 題名 | 東京アウトサイダーズ 東京アンダーワールドⅡ |
| | 著者 | ロバート・ホワイティング |
| | 訳者 | 松井みどり, デ:ロデオ |
| | 版型 | 文庫版 |
| | 発行年月日 | 平成16年1月25日 |
| | I S B N | 4-04-247105-6-C0198 |
| | 定 価 | 740円(税込) |